

現在開発中の会計基準に関する今後の計画

2026年2月27日現在、企業会計基準委員会が開発中（開発予定を含む。）の会計基準に関する検討状況及び今後の計画は、次のとおりである。

なお、企業会計基準委員会における会計基準の開発に関する基本的な方針については、2025年12月12日に公表した中期運営方針を参照いただきたい¹。

1. 開発中の会計基準

(1) 金融商品に関する会計基準

（主な内容）

日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損並びに金融商品の分類及び測定についての会計基準の開発に向けて、検討を行っている。

（検討状況及び今後の計画）

2022年4月より、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損について、IFRS第9号「金融商品」のモデルを開発の基礎として検討を進め、2025年10月29日に、企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準（案）」等を公表した。2026年2月6日にコメントを締め切り、今後、公開草案に寄せられたコメントを検討することを予定している。

2026年2月より、金融商品の分類及び測定（減損プロジェクトの範囲に含めた領域を除く。）の見直しに着手している。フェーズ1として予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域について優先して検討を行い、その他の領域（株式を含む。）についてはフェーズ1の検討が一巡した後にフェーズ2として検討を開始することを予定している。

(2) 後発事象に関する会計基準

（主な内容）

日本公認会計士協会が公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、後発事象に関する会計基準の開発を行う。

（検討状況及び今後の計画）

¹ 中期運営方針については、ASBJのウェブサイト（https://www.asbj.jp/jp/project/middle_plan.html）を参照のこと。

2024年12月より検討を開始している。第1段階として、監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を踏襲し移管することとし、2026年1月9日に企業会計基準第41号「後発事象に関する会計基準」等を公表した。

当該会計基準等では、計算書類等の確認日後、財務諸表の公表の承認日までに生じた修正後発事象を開示後発事象に準じて取り扱う特例的な取扱いを踏襲しており、この特例的な取扱いの抜本的な見直しを行うか否かの検討時期については、有価証券報告書と事業報告等の一体開示の検討の状況等を踏まえて今後判断することとしている。

(3) 継続企業に関する会計基準

(主な内容)

日本公認会計士協会が公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、継続企業に関する会計基準の開発を行う。

(検討状況及び今後の計画)

2025年2月より検討を開始している。

(4) 法人税等に関する会計基準

(主な内容)

2025年3月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(以下「法人税等会計基準」という。)において、法人税等会計基準の適用対象となる税金についての原則的な定めを置くとともに、関連する実務上の取扱いに関する指針の見直しを行うことについて、検討を行っている。

(検討状況及び今後の計画)

法人税等会計基準の見直しについて、2025年5月より検討を行い、2026年1月9日に企業会計基準公開草案第94号「法人税等に関する会計基準(案)」等(コメント期限:2026年3月9日)を公表した。

2. 開発中の指針(実務上の取扱いを含む。)

(1) 金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い

(主な内容)

資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討を行っている。

(検討状況及び今後の計画)

資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、2022 年 3 月 15 日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」を公表した。2022 年 6 月 8 日にコメントを締め切り、現在、論点整理に寄せられたコメントへの対応を検討している。

(2) 排出量取引制度に係る会計上の取扱い

(主な内容)

2025 年 7 月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づく法的義務を伴う排出量取引制度の対象事業者を対象とした会計処理及び開示に関して検討を行っている。また、あわせて実務対応報告第 15 号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」との関係を整理することを予定している。

(検討状況及び今後の計画)

2025 年 12 月より検討を開始している。

(3) 繰延資産に係る会計上の取扱い

(主な内容)

2024 年 7 月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、繰延資産に係る会計上の取扱いについて、今後、検討することを予定している。

(検討状況及び今後の計画)

今後、他のプロジェクトの状況やリソースの状況を踏まえて、検討を開始することを予定している。

(4) 子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係

(主な内容)

日本公認会計士協会から公表されている会計制度委員会報告第 7 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」²に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討を行っている。

² 会計制度委員会報告第 7 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」は、2024 年 7 月 1 日に移管指針第 4 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」として企業会計基準委員会に移管された。

(検討状況及び今後の計画)

2017年10月より検討を開始している。

(5) 譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化

(主な内容)

2024年12月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化について、検討を行っている。

(検討状況及び今後の計画)

2025年12月より検討を開始している。企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」、移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」及び企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」の改正案に関する検討を行い、2026年2月27日に企業会計基準公開草案第97号「金融商品に関する会計基準（案）」等（コメント期限：2026年3月31日）を公表した。

以 上